

(平成21年10月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 3 件

熊本国民年金 事案 459（事案 10 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 48 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 48 年 2 月まで

昭和 48 年 3 月、帰化により日本国籍を取得した直後に A 村で国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を妻と一緒に一括納付し、国民年金手帳をもらったにもかかわらず、国民年金の無資格期間とされたため、第三者委員会に申立てをしたが、記録訂正できないとの回答であった。

その後、私ども夫婦に平成 20 年 11 月 18 日付けの A 村長名の文書回答があり、同文書には、平成 6 年当時の同村の担当者が、当時存在した私ども夫婦の国民年金被保険者名簿に「申立期間は『納』の字を○で囲んだ印が押され、その期間はさらに斜線で消してあった。」との証言があることが記載されている。

この新たな文書もあるので、申立期間は国民年金保険料を納付していたはずである。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金保険料を納付したとする期間は、申立人の妻と同様、国籍要件により国民年金の被保険者となり得ない期間であり、かつ、申立期間は時効により大部分が保険料を納付できない期間であるとともに、申立人が一括して保険料を納付したとする時期は特例納付が行われた期間でもないとして、既に、当委員会の決定に基づき総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする平成 19 年 11 月 30 日付け通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後に、申立人から新たに提出された申立人夫婦

あての平成 20 年 11 月 18 日付け A 村長名の文書に、平成 6 年当時、申立人夫婦に係る同村保管の国民年金被保険者名簿の保険料納付記録欄に「申立期間は『納』の字を○で囲んだ印が押され、その期間はさらに斜線で消してあった。」との証言があることが記載されている上、同村保管の国民年金被保険者名簿の記載状況を調査した結果、当時の同村職員の事務処理の誤りにより名簿の記載内容が書き換えられたと見られる事例が散見されることから、当該文書は申立人が申立期間の国民年金保険料を A 村に納付したことをうかがわせる新たな資料と考えられる。

また、申立期間は、申立人夫婦が日本国籍を取得する前であり、法令上は国民年金に加入できない期間であるが、昭和 53 年 8 月に申立人夫婦が転居した B 市が保管する国民年金被保険者名簿の保険料納付欄にも、A 村と同様にいったんは保険料納付とされ、二重線で消された形跡が残されていることから、B 市に転居するまでの間、申立人夫婦の申立期間に係る国民年金保険料は長期間納付扱いとされていたものとするのが自然である。

さらに、申立人夫婦が日本国籍を取得し、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張する昭和 48 年 3 月当時の申立人夫婦の老齢年金の受給要件は、36 年 4 月から国籍取得前の 48 年 2 月までは合算対象期間とはみなされず、60 歳以上の任意加入制度が設けられていなかったため、60 歳までの納付済等期間が、申立人については 23 年（276 か月）以上、申立人の妻については 25 年（300 か月）以上必要であったにもかかわらず、48 年 3 月からの加入では、60 歳までに申立人は 191 か月、妻は 271 か月しか各々保険料を納付することができないこととなるほか、老齢年金の受給を前提としない限り通常納付することが考え難い付加保険料を申立人が 48 年 4 月から納付していることなどを踏まえると、当時、A 村においては、納付済等期間の不足を補うため、申立期間の保険料納付を事実上容認した可能性があるものと推認される。

加えて、申立人夫婦が所持する国民年金手帳には、いずれにも「はじめて被保険者となった日」の欄は昭和 35 年 10 月 1 日と記載されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

熊本国民年金 事案 460（事案 11 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 48 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 48 年 2 月まで

昭和 48 年 3 月、帰化により日本国籍を取得した直後に A 村で国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を夫と一緒に一括納付し、国民年金手帳をもらったにもかかわらず、国民年金の無資格期間とされたため、第三者委員会に申立てをしたが、記録訂正できないとの回答であった。

その後、私ども夫婦に平成 20 年 11 月 18 日付けの A 村長名の文書回答があり、同文書には、平成 6 年当時の同村の担当者が、当時存在した私ども夫婦の国民年金被保険者名簿に「申立期間は『納』の字を○で囲んだ印が押され、その期間はさらに斜線で消してあった。」との証言があることが記載されている。

この新たな文書もあるので、申立期間は国民年金保険料を納付していたはずである。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金保険料を納付したとする期間は、申立人の夫と同様、国籍要件により国民年金の被保険者となり得ない期間であり、かつ、申立期間は時効により大部分が保険料を納付できない期間であるとともに、申立人が一括して保険料を納付したとする時期は特例納付が行われた期間でもないとして、既に、当委員会の決定に基づき総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする平成 19 年 11 月 30 日付け通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後に、申立人から新たに提出された申立人夫婦

あての平成 20 年 11 月 18 日付け A 村長名の文書に、平成 6 年当時、申立人夫婦に係る同村保管の国民年金被保険者名簿の保険料納付記録欄に「申立期間は『納』の字を○で囲んだ印が押され、その期間はさらに斜線で消してあった。」との証言があることが記載されている上、同村保管の国民年金被保険者名簿の記載状況を調査した結果、当時の同村職員の事務処理の誤りにより名簿の記載内容が書き換えられたと見られる事例が散見されることから、当該文書は申立人が申立期間の国民年金保険料を A 村に納付したことをうかがわせる新たな資料と考えられる。

また、申立期間は、申立人夫婦が日本国籍を取得する前であり、法令上は国民年金に加入できない期間であるが、昭和 53 年 8 月に申立人夫婦が転居した B 市が保管する国民年金被保険者名簿の保険料納付欄にも、A 村と同様にいったんは保険料納付とされ、二重線で消された形跡が残されていることから、B 市に転居するまでの間、申立人夫婦の申立期間に係る国民年金保険料は長期間納付扱いとされていたものとするのが自然である。

さらに、申立人夫婦が日本国籍を取得し、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張する昭和 48 年 3 月当時の申立人夫婦の老齢年金の受給要件は、36 年 4 月から国籍取得前の 48 年 2 月までは合算対象期間とはみなされず、60 歳以上の任意加入制度が設けられていなかったため、60 歳までの納付済等期間が、申立人については 25 年（300 か月）以上、申立人の夫については 23 年（276 か月）以上必要であったにもかかわらず、48 年 3 月からの加入では、60 歳までに申立人は 271 か月、夫は 191 か月しか各々保険料を納付することができないこととなるほか、老齢年金の受給を前提としない限り通常納付することが考え難い付加保険料を申立人の夫が 48 年 4 月から納付していることなどを踏まえると、当時、A 村においては、納付済等期間の不足を補うため、申立期間の保険料納付を事実上容認した可能性があるものと推認される。

加えて、申立人夫婦が所持する国民年金手帳には、いずれにも「はじめて被保険者となった日」の欄は昭和 35 年 10 月 1 日と記載されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から同年3月まで

申立期間については、会社員である夫が、私の国民年金保険料を納付していた。夫は几帳面な性格であり、転居等もしていないので、申立期間のみが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金に任意加入した昭和50年11月から60歳に到達するまでの期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間の前後は納付済みであり、申立人は、申立期間の前後を通じて、住所の変更も無く、生活状況に大きな変化も無かったとしていることから、申立期間の国民年金保険料についても納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月

昭和47年12月に勤務先を退職し、A町の実家に帰って、48年1月ごろ国民年金に加入した。B市内の職場に就職する48年4月まで、自宅に来ていた集金人に母と一緒に国民年金保険料を納付した。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の母親の当該期間の保険料は納付済みである上、納付組織の集金人による保険料の納付方法は、当時のA町の納付状況と照らし合わせても不自然さはないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

また、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間に係る国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の母親に保険料の未納は無いことから、申立人及び申立人の母親の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年12月及び10年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年12月及び10年1月

平成9年12月始めにA市役所の国民年金課へ出向き、国民年金の任意加入の手続きを行い、国民年金保険料の振込用紙をもらい、すぐに銀行で9年12月分の保険料を納付した。平成10年1月分の保険料は同年1月10日前後に納付したと記憶している。申立期間が未加入とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年12月始めにA市役所において国民年金の任意加入の手続きを行い、すぐに国民年金保険料を納付したと主張しているが、A市の記録では、60歳到達後の任意加入の届出日が10年2月27日となっており、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を振込用紙で納付し、平成10年2月から保険料の口座振替が始まったと主張しているが、申立期間は未加入期間であり、納付書が発行されることは考え難い上、A市は、10年2月27日に申立人の任意加入の届出を受理していることから10年2月の保険料は口座振替ではなく納付書又は現金で納付したものであると思われると回答しており、申立人の主張には不自然な点が見られる。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、領収証等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から55年7月までの期間及び57年4月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から55年7月まで
② 昭和57年4月から同年8月まで

当時、私はA区に居住し、母と同居していた。私の国民年金は母が昭和52年4月ごろにA区役所で加入手続を行い、母が自宅に来た集金人に母と私の国民年金保険料を一緒に納付していた。母は自分の国民年金手帳を持っていたが、私の国民年金手帳については、集金人に対し交付を求めたものの交付されなかった。

申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年4月ごろ申立人の母親が、A区役所で申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の記録によれば、61年4月以降にB市において払い出されており、申立期間当時は国民年金の未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することが出来なかったものと考えられるとともに、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の母親が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の保険料は時効で納付できなかったものと考えられ、このほか、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年11月から9年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月から9年2月まで

20歳になったときは大学生であり、母が国民年金保険料の納付免除の申請を行い、私が学生の間、保険料の納付を免除されていたが、何度も納付書が送られてきて、さらに督促があったので、市役所の窓口か郵便局かあるいは銀行で、母がまとめて納付した。

申立期間に係る国民年金保険料を追納したにもかかわらず、免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているが、納付した時期、追納方法、保険料の額、納付場所等についての申立人の母親の記憶は曖昧であり、保険料の納付状況が不明である。

また、国民年金保険料の免除期間に係る追納納付書は、被保険者の申出に基づき送付するものとされているが、申立人の母親は保険料の追納の申出を行った記憶は無いとしているとともに、社会保険庁の記録にも追納の申出が行われた形跡は無いことから、納付書が送付されてきたので申立期間の保険料を納付したとする申立人の主張には不自然な点が見られる。

さらに、申立人の母親が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から48年5月までの期間及び48年11月から49年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年3月から48年5月まで
② 昭和48年11月から49年6月まで

厚生年金保険から国民年金に切り替わった昭和49年3月ごろ、A市役所に行き、年金課の男性から、40年掛けると年金が多くもらえるからさかのぼって未納の国民年金保険料を納めたほうが良いと勧められ、日を改めて市役所へ行き、申立期間の保険料をまとめて納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険の被保険者資格喪失後の昭和49年3月ごろ、A市役所において国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、51年7月に払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間①のすべての期間及び申立期間②の大部分の期間が時効により国民年金保険料を納付できない上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間について、A市役所で国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているが、申立人の保険料の納付金額、納付時期についての記憶が曖昧である上、申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、ほかに申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間②直後の昭和49年7月から50年3月までの国民年金保険料を51年10月26日に、また50年4月から51年3月までの国民年金保険料を51年7月22日に過年度納付したことが、社会保険庁の国民

年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿で確認でき、申立人はその時点で納付できる期間の保険料をまとめて納付していることから、さかのぼって未納分を納付したとする申立人の主張については、当該過年度保険料の納付ではないかと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 2 月から 55 年 3 月までの期間及び 55 年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 2 月から 55 年 3 月まで
② 昭和 55 年 12 月

市役所の職員から未納となっている過去の国民年金保険料をまとめて支払ってくださいと言われたので、昭和 56 年か 57 年ごろ国民年金の加入手続を行い、自分がまとめて納付した。

申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているが、国民年金被保険者の資格取得年月日は、社会保険庁の国民年金被保険者台帳及び申立人の所持する国民年金手帳の記載から昭和 56 年 1 月 1 日であることが確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間であることから保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が昭和 57 年 3 月 9 日に国民年金保険料をまとめて納付したことは社会保険庁の国民年金被保険者台帳により確認できるものの、納付した保険料は、国民年金の被保険者資格を取得した 56 年 1 月以降のものであり、申立期間に係る保険料を納付したことを示す記載は無い。

さらに、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 8 月 25 日まで
② 昭和 22 年 4 月 1 日から同年 7 月 29 日まで
③ 昭和 22 年 9 月 3 日から 30 年 11 月 30 日まで

申立期間について、脱退手当金を受け取った覚えが無いので、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、脱退手当金を支給した記録が記載されている。

また、申立期間に係る脱退手当金については、申立人の厚生年金保険被保険者記録に基づき処理されており、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 30 年 12 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立期間当時は通算年金制度創設前であった上、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる証言、関連資料等はなく、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 2 月 1 日から 54 年 3 月 1 日まで
: ② 昭和 54 年 9 月 16 日から 55 年 2 月 1 日まで

私は、事業所の特定はできないが、昭和 53 年 2 月 1 日から 54 年 3 月 1 日までの期間及び 54 年 9 月 16 日から 55 年 2 月 1 日までの期間に、A 社、B 社、C 社、D 社、E 社、F 社及び G 社のいずれかに勤務したと思うが、厚生年金保険被保険者期間となっていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社、E 社及び F 社は、「申立人は、申立期間について勤務していないので、申立てどおりの届出、保険料の控除及び納付を行っていない。」と回答している。

また、B 社、C 社及び D 社は現存しておらず、申立人の厚生年金保険料控除等を確認できる人事記録等の関連資料を得ることができない上、同僚の氏名を確認することができないため、申立人の保険料控除等についての証言を得ることができない。

さらに、G 社の事務員は、同社に係る厚生年金保険被保険者期間以外には勤務期間は無いと証言している。

加えて、雇用保険の被保険者記録については、昭和 53 年 1 月 31 日に離職しており、申立期間については加入記録が無い上、申立期間①において、社会保険事務所が保管するすべての申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名の記載が無く、同原票の整理番号に欠落は無

いことが確認できる。

申立期間②について、A社、E社、F社及びG社は、「申立人は、申立期間については勤務していないので申立てどおりの届出、保険料の控除及び納付を行っていない。」と回答している。

また、B社、C社及びD社は現存しておらず、申立人の厚生年金保険料控除等を確認できる人事記録等の関連資料を得ることができない上、同僚の氏名を確認することができず、申立人の保険料控除等についての証言を得ることができない。

さらに、雇用保険の被保険者記録については、昭和54年9月30日に離職し、55年2月1日に取得しており、申立期間②のうち54年9月を除く期間については、加入記録が無い。

加えて、申立期間②において、社会保険事務所が保管するすべての申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名の記載が無く、同原票の整理番号に欠落は無いことが確認できる。

このほか、すべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 1 月 1 日から 58 年 3 月 1 日まで
② 昭和 58 年 3 月 1 日から 60 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 56 年 1 月から 58 年 2 月まで A 社（B 社に名称変更）に、58 年 3 月から 60 年 1 月まで C 社に勤務していたが、社会保険事務所からの被保険者名簿に私の名前が無いとの回答に納得がいかない。

申立期間は、当該事業所に勤めていたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が A 社に勤務していたことは、期間の特定はできないものの、同僚の証言から推認できるが、同僚から申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることができない。

また、当時、診療を受けた病院から提出された申立人に係る「昭和 57 年度自費（保険外）診療録」及び「昭和 58 年度国民健康保険（世帯主被扶養者）診療録」には、申立人の国民健康保険被保険者証の記号番号及び保険者番号が記載されており、申立人が昭和 57 年 5 月 29 日から最後の診療の記録がある 58 年 5 月 2 日まで国民健康保険に加入していたことが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社及び B 社に係る資格取得日が昭和 55 年 7 月 1 日から 58 年 6 月 1 日までの健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名の記載が無く、同原票の整理番号にも欠落が無いことが確認できる。

申立期間②については、雇用保険の記録により、申立人が申立期間直後の昭和 60 年 2 月 1 日から C 社に勤務していたことは確認できるが、申立期間に係る勤務実態については、確認することができない。

また、C社から提出された申立人に係る労働者名簿には、「雇入年月日昭和60年2月1日」、「退職年月日S60. 5. 30」と記載されており、申立人の同社における厚生年金保険の加入記録と一致していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管するC社に係る資格取得日が昭和54年1月4日から60年1月31日までの健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名の記載が無く、同原票の整理番号にも欠落が無いことが確認できる。

加えて、申立人が、すべての申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。